

四万十町景観計画による届出が必要な行為についてのお知らせ

■「四万十町景観計画」とは

四万十町には「日本最後の清流」と呼ばれる四万十川が流れています。そこには沈下橋に見られるように、人びとの生活と自然が融合した日本の原風景が残っています。これらを守り伝承するために策定されました。

■町全域を三つの区域に分けました

- ①第一種地区（四万十川から主要道路まで、景観計画で指定された集落）
- ②第二種地区（第一種地区から山の第一稜線まで）
- ③景観一般区域（一種、二種以外の区域）

区域に応じた誘導規制により、四万十町らしい景観を守ります。

■次の行為を行う場合に届出が必要です。

※ただし、かつこ内の面積・高さの場合は届出不要です。

- ①家や倉庫の新築、増築、改築、移転または撤去（行為面積が100㎡未満で高さが10m以下）
- ②屋根や壁、工作物の模様替え（行為面積の合計が10㎡未満）
- ③看板などの設置（一辺が4m以下かつ表示可能面積が4㎡以下）

④工作物（電柱、立体駐車場等）の設置（10㎡未満かつ高さ1.5m以下）

⑤鉱物、土石の採取（10㎡未満で高さ1.5m以下）

⑥土地の形状変更（切土、盛土）（行為面積が100㎡未満）

⑦天然林や植林の伐採（天然林の伐採は100㎡未満、植林の場合は10,000㎡未満）

⑧杉、桧の植樹（100㎡未満）

⑨土石、廃棄物の集積、貯蔵（10㎡未満かつ高さ1.5m以下）

※建築物、工作物の色彩についてはマンセル値10未満（町内全域）、切土、盛土の高さは5m未満（第一種地区）という規制があります。

届出が必要な行為については、予定地・種類および規模を明らかにし、行為開始日の30日前までにお問い合わせください。



〔お問い合わせ先〕 環境課 ☎ 22-3135

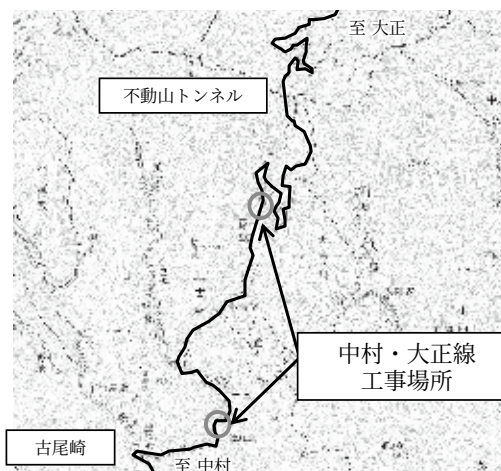
幹線林道 中村・大正線の通行規制

次の区間まで通行規制を行っています。（詳細は工事看板等でご案内いたします。なお年末年始は工事を休止とします。）

ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。



工事期間は、
**平成 24 年
3 月末まで！**



通行止時間	通行可時間
	～8:30
8:30～9:00	9:00～9:10
9:10～10:00	10:00～10:10
10:10～11:00	11:00～11:10
11:10～12:00	12:00～13:00
13:00～14:00	14:00～14:10
14:10～15:00	15:00～15:10
15:10～16:00	16:00～16:10
16:10～17:00	17:00～
時間外作業時	
	17:00～17:30
17:30～19:00	19:00～

〔お問い合わせ先〕
高知県幡多林業事務所 ☎ 0880-34-5118